八十五　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十二万二千円
八十六　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	七十九万六千円
八十七　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	二十八万千円
八十八　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十八万千円
八十九　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
九十　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。）	百四十五万千円
九十一　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
九十二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	四十二万二千円
九十三　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	百七万七千円
九十四　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
九十五　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円

九十六　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
九十七　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条の二第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項及び第三十七条の三第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項及び第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
九十八　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項及び第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
九十九　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百一　保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二　保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三　保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四　保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百五　保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六　保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百八　保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百九　保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	二十八万千円